

東 村 山 市  
障 害 福 祉 計 画  
(案)

～第6期・(令和3・4・5年度)～

東 村 山 市



# 目次

## 第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 計画の期間	5
(3) 計画の策定体制	5
2. 障害のある方の自立支援の制度	6
3. 基礎指標	7

## 第2章 成果目標

1. 令和5年度の目標値の設定	8
A. 施設入所者の地域生活への移行	8
B. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
C. 地域生活支援拠点等における機能の充実	9
D. 福祉施設から一般就労への移行等	10
E. 相談支援体制の充実・強化等	12
F. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13
G. 障害児支援の提供体制の整備等	13

## 第3章 障害福祉サービス等の見込量

1. 障害者総合支援法に基づくサービス等の見込量	16
A. 訪問系サービス	16
ア. 居宅介護	16
イ. 重度訪問介護	16
ウ. 同行援護	16
エ. 行動援護	16
オ. 重度障害者等包括支援	16
B. 日中活動系サービス	17
ア. 生活介護	17
イ. 自立訓練（機能訓練）	17
ウ. 自立訓練（生活訓練）	17
エ. 就労移行支援	18
オ. 就労継続支援（A型）	18
カ. 就労継続支援（B型）	18
キ. 就労定着支援	18

ク. 療養介護	18
ケ. 短期入所（福祉型）	18
コ. 短期入所（医療型）	18
C. 居住系サービス	20
ア. 自立生活援助	20
イ. 共同生活援助(グループホーム)	20
ウ. 施設入所支援	20
D. 相談支援	21
ア. 計画相談支援	21
イ. 地域移行支援	22
ウ. 地域定着支援	22
2. 児童福祉法に基づくサービス等の見込量（第2期障害児福祉計画）	23
A. 障害児通所支援	23
ア. 児童発達支援	23
イ. 医療型児童発達支援	23
ウ. 居宅訪問型児童発達支援	23
エ. 放課後等デイサービス	23
オ. 保育所等訪問支援	23
B. 障害児相談支援	24

#### 第4章 地域生活支援事業

A. 相談支援事業	25
B. 地域活動支援センター	26
C. 成年後見制度利用支援事業	27
D. 意思疎通支援事業	27
E. 手話奉仕員養成研修事業	28
F. 日常生活用具給付等事業	28
G. 移動支援事業	29
H. その他の事業	30

#### 資料編

○事業所ヒアリング調査結果概要	31
○障害者福祉計画推進部会委員名簿	39

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の背景

平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)では、それまで定められていた障害者の範囲を見直し、難病等の患者が法律の対象として加える等の新たな障害福祉施策が講じられ、平成30年4月からは、新たに「就労定着支援」や「自立生活援助」が創設されました。また、18歳未満の障害のある子どもについては、身近な地域で支援を受けられるよう、平成30年4月に児童福祉法が改正され、「居宅訪問型児童発達支援」が創設される等、近年、障害福祉関連施策においては、めまぐるしく法施行・法改正が行われているところです。

これらの状況を踏まえ、第6期東村山市障害福祉計画は、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の成果目標及び見込量の実績値等に関して検証し、新たな成果目標を定めるとともに、令和3年度から令和5年度までのサービス見込量を推計しました。

### (1) 計画の位置づけ

本計画は障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」ならびに児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。また、本計画は、市政の基本的な指針である『東村山市総合計画』および保健・医療・福祉関連の部門別計画の上位計画である『東村山市地域福祉計画』ならびに障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定している『東村山市障害者福祉計画』、さらにその他の福祉関連計画と整合を図りながら策定しました。

### (2) 計画の期間

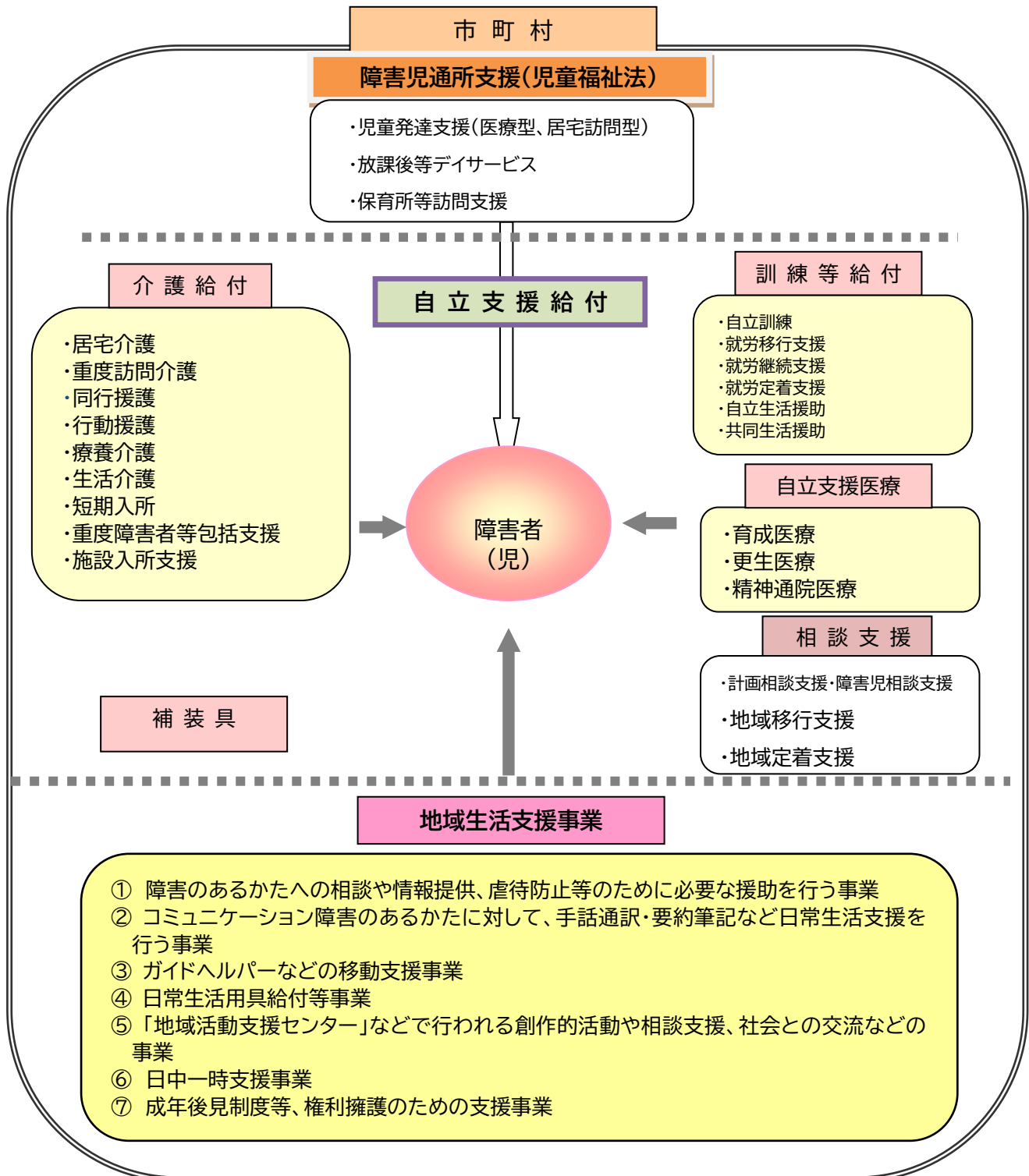
本計画は平成19年3月に第1期計画を策定し、以後3年ごとに必要な見直しを行いながら策定してきました。第6期計画は国の基本指針・東京都の基本的な考え方を踏まえ、第5期計画の実績値・地域の実情を勘案し、令和3年度から5年度までの3年間を期間として策定しました。

### (3) 計画の策定体制

本計画は「東村山市障害者福祉計画推進部会」にて計画案を協議した上で、「東村山市障害者自立支援協議会」の意見やパブリックコメントの実施による障害者を含む地域住民の意見を受けながら策定しました。

## 2. 障害のあるかたの自立支援の制度（令和2年度時点）

障害者総合支援法による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と地域の実情に合わせて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。自立支援給付のうち、各事業所で行われている直接的なサービスを「障害福祉サービス」と呼びます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。また、18歳未満の障害のある子どもに対するサービスや相談支援は、児童福祉法に位置づけられています。



地域生活支援事業は都道府県や市町村が地域の実情に合わせて行う事業で、市町村によってサービスのメニューや内容が異なることもあります。専門性の高い相談事業や人材育成などについては東京都が支援を行います。

### 3. 基礎指標

基礎指標	現状(令和2年)	推計(令和5年)
総人口	151,255人	148,931人
身体障害者手帳所持者	5,182人	5,117人
愛の手帳所持者	1,177人	1,225人
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,960人	2,281人
精神通院医療受給者	3,596人	3,998人
難病医療費助成認定者	1,375人	1,400人

※1. 総人口は1月1日時点、障害者数は4月1日時点です。

※2. 総人口は第5次総合計画等5計画基礎調査報告書に基づいた平成31年1月1日の実数から令和5年度の総人口を推計し、記載しています。

※3. 令和5年度の推計値は、障害種別ごとの平成30年度から令和2年度までの変動率をもとに、総人口の令和2年度の実数も勘案して見込んでいます。

## 第2章 成果目標

### 1. 令和5年度の目標値の設定

地域生活移行・就労支援・精神障害のあるかたの地域生活支援・障害児支援の提供体制といった、様々な課題に対応するため、以下の各項目において、国の基本指針における考え方を踏まえた上で、本市におけるこれまでの実績及び実情を加味し、以下のとおり成果目標を設定します。

#### A. 施設入所者の地域生活への移行

##### 1) 地域生活移行者数

###### 【国の基本指針】

令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。

###### 【実績】

(人数)

項目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (見込)	累計
地域生活移行者数	2	3	0	0	5

###### 【現入所者数及び目標】

(人数)

項目	数値	考え方
現入所者数(A)	104	令和元年度末時点の数値です。
令和5年度入所者数(B)	104	令和5年度末時点の利用人員を見込んでいます。東村山市においては、施設入所の待機者が多数存在しており、入所者の地域生活への移行を進めると同時に、待機者の減少も図る必要があることから、令和元年度末時点の入所者数と同数の目標値を設定します。
【目標値】 削減見込(A-B)	0	令和元年度末時点の入所者数と同数の入所者数を見込みます。
【目標値】 地域生活移行数	6	令和5年度末までに施設から地域移行する方の目標値です。本市においては、令和2年度の施設入所者数の見込みが110人となることを踏まえて設定しました。

###### 【今後の取り組み】

施設を退所して、地域での生活を希望する障害のある人のニーズ把握に努め、地域で安心して暮らすための方策について引き続き検討します。



## B. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場

#### 【国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

#### 【目標】

(回数・人数)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間の開催回数	10	10	10
保健・医療・福祉・介護等の関係者の参画の有無	21	22	23
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害者における地域移行支援の利用者数	2	3	4
精神障害者における共同生活援助の利用者数	22	23	24
精神障害者における地域定着支援の利用者数	3	4	5
精神障害者における自立生活援助の利用者数	3	4	5

#### 【今後の取り組み】

当市では、平成29年4月に精神障害のあるかたの支援に携わる保健・医療・福祉関係者等で構成される「東村山市精神保健福祉ケア検討会」を協議の場としました。

引き続き、ケア検討会と連携し、情報交換や地域課題の共有等を行いながら、真にサービスが必要な方に適切にサービスが行き届くよう支援をします。

## C. 地域生活支援拠点等\*における機能の充実

\*地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

#### 【国の基本指針】

市町村又は各圏域において、令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### 【実績】

(実施箇所数)

項目	R2年度
地域生活支援拠点数	1(設置済)

#### 【目標】

(回数)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
運用状況の検証・検討回数	6	6	6

## 【今後の取り組み】

令和2年4月に地域の社会福祉法人やNPO法人等と協力し、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点」を設置し、8月には障害者自立支援協議会の専門部会である「地域生活支援部会」を新たに設置しました。

引き続き、協議会と連携をするとともに「東村山市基幹相談支援センター」が地域の事業所のコーディネートを行いながら、拠点の登録事業所の運用状況の検証及び検討を行います。

## D. 福祉施設から一般就労への移行等

### 1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

#### 【国の基本指針】

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

#### 【実績】

(人数)

項目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (見込)	累計
福祉施設からの一般就労移行者数	24	10	22	20	76

#### 【目標】

(人数)

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数(合計)	20	平成29年度から令和元年度における平均値を上回ることを目標とします。
就労移行支援から一般就労への移行者数	16	
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1	
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3	

## 【今後の取り組み】

障害特性に応じた就労支援を図るとともに一般就労につながるよう「障害者自立支援協議会」等と連携し、就労移行支援や就労継続支援事業所の支援をします。

### 2) 「東村山市障害者就労支援室」を利用した一般就労移行者数

東村山市では障害のあるかたの就労支援について、国の基本指針に定められた成果目標に係る事業以外にも、東京都補助事業による障害者就労支援事業(東村山市障害者就労支援室)を実施しています。東京都においては、本事業における一般就労者数に関する目標を設定していることから、都と市の計画の整合性を図るため、本計画においても都同様に目標値を設定します。

**【実績】****(人数)**

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (見込)
東村山市障害者就労支援室を利用した一般就労者数	59	44	40

**【目標】****(人数)**

項目	数値	考え方
東村山市障害者就労支援室を利用した令和5年度の一般就労者数	40	これまでの取組みにより、障害のあるかたが一定程度、就労につながったことにより、職場定着に関する支援の充実を図るため、令和元年度の実績を勘案し、第5期の目標数を維持します。

**【今後の取り組み】**

就労先の障害理解の促進などによる職場開拓、職場定着支援による離職防止及び離職時へのフォロー等、障害のあるかたが就労継続できる体制を整備・強化し、地域のネットワークを活用した就労支援の展開を図ります。

**3) 就労定着支援事業の利用者数****【国の基本指針】**

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

**【実績】****(人数)**

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (見込)
就労定着支援事業利用者数	4	15	23

**【目標】****(人数)**

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
就労定着支援事業利用者数	25	28	30

**【今後の取り組み】**

就労定着支援事業所と企業が緊密に連携し、障害のあるかたがその障害特性に応じて就労定着ができるよう、障害者自立支援協議会等と連携し、就労定着支援事業所の支援をします。

#### 4) 就労定着支援事業所の定着率

##### 【国の基本指針】

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

##### 【目標】

(%)

項目	数値	考え方
令和5年度に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	70	国の基本指針のとおり見込みました。

##### 【今後の取り組み】

障害のあるかたの障害特性に応じて就労定着ができるよう、「障害者自立支援協議会」などと連携して、企業のほか、相談支援事業所など地域の関係機関と連携をしながら支援します。

#### E. 相談支援体制の充実・強化等

##### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

##### 【目標】

(体制確保の有無)

項目	目標	内容
令和5年度末までに体制構築	設置済	平成31年4月に東村山市社会福祉協議会の地域生活支援センター「るーと」の機能を拡充することで、基幹相談支援センター*を整備しており、同センターが地域の相談支援体制の中核として、人材育成のほか、相談支援事業所からの専門相談や、困難事例の解決に向けたスーパーバイズを行っている。

\*基幹相談支援センターとは、地域の相談支援の拠点として総合的な障害の相談業務(一般相談・専門相談)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止等を行う機関のこと。当市では、東村山市社会福祉協議会にある「るーと」がその役割を担っている。

##### 【今後の取り組み】

引き続き、地域の相談支援体制の中核である「基幹相談支援センター」が、地域の事業所の人材育成に関する研修会を行うほか、相談支援事業所からの専門相談や困難事例に関する助言等を行うことができるよう支援します。

## F.障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

### 【目標】

(体制構築の有無)

項目	目標	内容
令和5年度末までに体制構築	設置済	基幹相談支援センターが実施する人材育成研修などを通じて事業所の質の向上を図ります。

### 【今後の取り組み】

都と連携をするとともに、障害者自立支援協議会や基幹相談支援センターが実施する研修会などを通じて、地域の事業所の質の向上が図られるよう支援します。

## G.障害児支援の提供体制の整備等

### 1) 児童発達支援センター

#### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、児童発達支援センター\*を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。

#### 【実績】

(設置箇所数)

項目	R2 年度(見込)
児童発達支援センター	1 (設置済)

#### 【見込量】

(設置箇所数)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援センター	1	1	1

\*児童発達支援センター(福祉型)とは、身体、知的又は精神の障害を持つ未就学の子供に対する通所訓練施設のこと。日常生活の基本的な動作や知識、技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う。

### 【今後の取り組み】

児童発達支援センターや既存の児童発達支援事業所が障害のある子どもの障害特性に応じて適切な療育を行うことができるよう、センターや事業所が開催している連絡会などを通じてセンターなどの支援をします。

## 2) 保育所等訪問支援

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### 【実績】

(設置箇所数)

項目	R2年度(見込)
保育所等訪問支援を利用できる体制	2(設置済)

### 【見込量】

(設置箇所数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
保育所等訪問支援を利用できる体制	2	2	2

### 【今後の取り組み】

専門的な知識などを有する職員が、障害のある子どもが地域の幼稚園や小学校などにおいて、その障害特性に応じて安心して生活を送るための支援ができるよう支援します。

## 3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

### 【実績】

(設置箇所数)

項目	R2年度(見込)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	2(設置済)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1(設置済)

### 【見込量】

(設置箇所数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	2	2	2
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1	1	1

### 【今後の取り組み】

引き続き、国や都の動向に注視し、重症心身障害のある子どもがその障害特性に応じた適切な療育が受けられるよう、事業所と連携をしながら支援します。

#### 4) 医療的ケア児支援の協議の場およびコーディネーターの配置

##### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

##### 【実績】

(設置等の有無)

項目	R2年度
医療的ケア児支援の協議の場	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置済

##### 【今後の取り組み】

協議会の場は、平成30年4月に障害者自立支援協議会に設置をしました。引き続き、国や都と連携をしながら、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、その障害特性に応じた療育が受けられるよう支援をします。

## 第3章 障害福祉サービス等の見込量

令和3年度から5年度の間における、サービス等の種類ごとの必要な量の見込みについて推計を行います。

### 1. 障害者総合支援法に基づくサービス等の見込量

#### A. 訪問系サービス

##### 【事業名・概要】

##### ア. 居宅介護

居宅で、入浴・排せつ・家事援助・通院介助等を行います。

※障害支援区分が区分1以上(障害児はこれに相当する心身の状態)であるかた。

##### イ. 重度訪問介護

重度の肢体不自由若しくは重度の知的障害及び精神障害であって、常に介護を必要とするかたに、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

※障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること(その他経過措置あり)。

##### ウ. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有するかたに対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

##### エ. 行動援護

知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されているかたが行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

※障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること。

##### オ. 重度障害者等包括支援

意思疎通を図ることに著しい支障があるかたのうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要するかたに居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

※障害支援区分が区分6(障害児は区分6に相当する心身の状態)であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている場合等。



**【実績】**

(1か月あたりの利用時間、実利用者数)

項目	事項	H30年度	R元年度	R2年度 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間	13,379	14,596	14,800
	実利用者数	422	460	470

**【見込量】**

(1か月あたりの利用時間、実利用者数)

項目	事項	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間	15,000	15,100	15,200
	実利用者数	480	485	490

**【今後の取り組み】**

訪問系サービスは、障害のあるかたの地域生活を支える根幹をなすとも言えるサービスであり、今後、障害のあるかたおよび介護者の高齢化等により今後も利用が増える見込みであるため、必要なかたが適切にサービスを利用できるよう努めます。

**B. 日中活動系サービス****【事業名・概要】****ア. 生活介護**

常に介護を必要とするかたに、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、日常生活上の支援・創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

※障害支援区分が、区分3(障害者施設入所者は区分4)以上のかた。年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が、区分2(障害者施設入所者は区分3)以上のかた。

**イ. 自立訓練(機能訓練)**

地域生活を営む上で、身体機能又は生活能力の維持・向上等のため、身体障害者または難病等のかたに一定期間、必要な訓練を行います。

**ウ. 自立訓練(生活訓練)**

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、知的障害者または精神障害者に一定期間、必要な訓練を行います。

## エ．就労移行支援

一般企業等への就労を希望するかたに、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のための必要な相談等を行います。

また、特別支援学校卒業後に就労継続支援を利用するかたについては、就労移行支援事業を利用し、そのかたの能力・適性についてアセスメントを行います。

## オ．就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難なかたに、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、生産活動に係る知識等の向上のために必要な訓練を行います。

## カ．就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難なかたや一定年齢に達しているかた等に、働く場を提供するとともに、生産活動に係る知識等の向上のために必要な訓練を行います。

## キ．就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援などを利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業や障害福祉サービスなどと連携調整を行い、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

## ク．療養介護

医療と常時介護を必要とするかたに、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行います。

## ケ．短期入所（福祉型）

自宅で介護するかたが病気の場合等に、短期間、障害者支援施設等に入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

## コ．短期入所（医療型）

自宅で介護するかたが病気の場合等に、短期間、病院等に入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

**【実績】**

(1か月あたりの延べ利用者数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
生活介護	285	295	308
自立訓練(機能訓練)	1	2	2
自立訓練(生活訓練)	20	19	19
就労移行支援	47	42	38
就労継続支援(A型)	28	27	32
就労継続支援(B型)	503	518	517
就労定着支援	4	15	23
療養介護	31	31	30
短期入所(福祉型)	308	312	272
短期入所(医療型)	153	167	122

**【見込量】**

(1か月あたりの延べ利用者数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	315	322	329
自立訓練(機能訓練)	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	19	19	19
就労移行支援	38	38	38
就労継続支援(A型)	33	35	37
就労継続支援(B型)	519	521	521
就労定着支援	36	41	46
療養介護	32	33	32
短期入所(福祉型)	300	314	328
短期入所(医療型)	130	135	140

### 【今後の取り組み】

日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生等の新たな利用者の進路状況の把握に努めるとともに、個々の障害特性に応じて作成される「サービス等利用計画」を踏まえながら、適切にサービスが利用できるよう支援します。

短期入所は、介護者の高齢化などに伴い近年利用者ニーズが増えています。引き続き、個々の障害特性に応じて作成される「サービス等利用計画」を踏まえながら、適切にサービスが利用できるよう支援します。

## C. 居住系サービス

### 【事業名・概要】

#### ア. 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行をした場合に地域生活を支援するために、一定期間にわたり定期的な巡回や訪問を行います。

#### イ. 共同生活援助（以下、「グループホーム」と言います。）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### ウ. 施設入所支援

入所した施設において、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

### 【実績】

（1か月あたりの実利用者数）

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
自立生活援助	2	3	3
グループホーム	123	138	150
施設入所支援	107	104	110

### 【見込量】

（1か月あたりの実利用者数）

項目	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	4	5	6
グループホーム	162	174	186
施設入所支援	108	106	104

### 【今後の取り組み】

グループホームの利用については、引き続き利用者のニーズ把握に努め、必要な施設整備をするとともに、「サービス等利用計画」を立案しながら、真にサービスが必要な方に適切にサービスが行き届くよう利用の促進を図っていきます。

また、施設入所から地域移行を促進する一方、施設入所を希望する待機者がいるため、ニーズの適切な把握に努め、真に施設入所に適したかたの支援をしていきます。

## ○市内のグループホーム定員数

東京都が策定する障害福祉計画において整備目標が設定されていることから、都と市の計画の整合性を図るため、東村山市障害福祉計画においても整備目標を設定します。

### 【実績】 (定員数)

項目	R2 年度(見込)
グループホーム	107

### 【見込量】 (定員数)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
グループホーム	114	121	127

### 【今後の取り組み】

グループホームの設置にあたっては、本市において障害福祉サービスの提供実績のある法人等との連携や、当該法人が有する社会資源を最大限活用するほか、令和 2 年 4 月に整備した地域生活支援拠点の各機能を担っている法人との連携も行いながら、障害のあるかたが住み慣れた地域で安定して暮らし続けられるよう、必要な整備を進めていきます。

## D. 相談支援

### ア. 計画相談支援

#### 【概要】

障害福祉サービス利用者が適切にサービスを利用できるよう、障害のあるかたの生活状況等を勘案し、「サービス等利用計画」を作成するとともに、利用に関する調整等を行います。また、一般的な相談に対応する「基本相談支援」も実施します。

なお、障害福祉サービスを利用する全てのかたは、「サービス等利用計画」の作成が義務づけられています。

### 【実績】 (1 か月あたりの実利用者数)

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度(見込)
計画相談支援(サービス等利用計画作成)	124	153	160

### 【見込量】 (1 か月あたりの実利用者数)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援(サービス等利用計画作成)	183	206	229

### 【今後の取り組み】

障害のあるかたの障害特性や生活状況等を勘案し、住み慣れた地域で安心して生活することができるように「サービス等利用計画」を作成していくとともに、障害者自立支援協議会と連携

し、市内の相談支援事業所を育成・質の向上に努めていきます。

## イ. 地域移行支援

### 【概要】

施設や病院に長期入所・入院しているかたが地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関との連携のもと住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行います。

### 【実績】

(1か月あたりの実利用者数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
地域移行支援	1	1	1

### 【見込量】

(1か月あたりの実利用者数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援	4	5	6

### 【今後の取り組み】

施設や病院に長期入所・入院しているかたが、地域で自立した生活をするように、関係機関と連携し、障害のあるかたの障害状況等を総合的に踏まえたうえで、適切な支援が受けられるように努めます。

## ウ. 地域定着支援

### 【概要】

居宅で1人暮らしをしている方に対し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行います。

### 【実績】

(1か月あたりの実利用者数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
地域定着支援	1	1	1

### 【見込量】

(1か月あたりの実利用者数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
地域定着支援	4	5	6

### 【今後の取り組み】

障害のあるかたが、住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう、日常生活の相談などのサポートを受けながら、自立に向けた支援を行います。

## 2. 児童福祉法に基づくサービス等の見込量（「第2期障害児福祉計画」）

### A. 障害児通所支援

#### 【事業名・概要】

#### ア. 児童発達支援

未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

#### イ. 医療型児童発達支援

肢体不自由児につき、医療型児童発達支援センターや医療機関等に通り、児童発達支援のサービスや治療を行います。

#### ウ. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問して児童発達支援を提供します。

#### エ. 放課後等デイサービス

就学児に対し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流等を行います。

#### オ. 保育所等訪問支援

保育所等において、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### 【実績】

（1か月あたりの延べ利用者数）

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
児童発達支援	1,036	854	864
医療型児童発達支援	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	3,077	2,997	2,994
保育所等訪問支援	1	1	1

**【見込量】**

(1か月あたりの延べ利用者数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	890	910	932
医療型児童発達支援	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1
放課後等デイサービス	3,010	3,027	3,337
保育所等訪問支援	4	8	12

**【今後の取り組み】**

引き続き、障害のある子どもがその障害特性に応じた適切な療育が受けられるよう、必要な関係機関と連携し、サービス提供ができるよう支援します。

**B. 障害児相談支援****【概要】**

児童福祉法に基づく障害児の通所サービスを利用する場合、障害児の状況を勘案しながら「障害児支援利用計画」を作成し、適切な利用ができるよう、調整等を行います。

**【実績】**

(1か月あたりの実利用者数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
障害児相談支援(障害児支援利用計画)	37	42	44

**【見込量】**

(1か月あたりの実利用者数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
障害児相談支援(障害児支援利用計画)	53	61	68

**【今後の取り組み】**

多様化する障害のある子どもの相談やニーズを踏まえた、「障害児支援利用計画」を作成していくとともに、より専門的な相談支援体制の構築を図るために、障害者自立支援協議会と連携し、市内の障害児支援事業所の育成・質の向上に努めていきます。



## 第4章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のあるかたが自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

当市では、障害のあるかたのニーズやこれまでの事業の実施状況、当市の財政状況などを踏まえ、必要なサービスを実施していきます。

### A. 相談支援事業

#### 1) 障害者相談支援事業

##### 【概要】

障害のあるかたやその保護者又は介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

##### 【実績】

(実施箇所数)

項目	R2 年度
障害者相談支援事業	2

##### 【見込量】

(実施箇所数)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害者相談支援事業	2	2	2

##### 【今後の取り組み】

障害のあるかたや家族からの相談に応じるとともに、必要に応じ各関係機関と連携しながら、適切な支援を行います。

#### 2) 基幹相談支援センターおよび相談支援体制の充実・強化

##### 【概要】

市内の障害者(児)とその家族に対する相談支援の中核的な役割として、様々な相談に対応するとともに、専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

##### 【実績】

(設置の有無)

項目	R2 年度
基幹相談支援センター	設置済

**【見込量】**

**○相談支援体制の充実・強化のための取り組み** (件数・回数)

種類		R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援		継続	継続	継続
地域の相談支援体制充実・強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	11	12	13
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4	4	4
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8	8	8

**【今後の取り組み】**

多種多様な障害のあるかたからの相談支援のニーズに対応するため、基幹相談支援体制の充実を図るとともに、市内の相談支援事業所の人材育成が図られるよう支援します。

**B. 地域活動支援センター**

**【概要】**

障害のあるかたに対して創作的活動や生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進等を行います。機能強化の種類により、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型に分類され、当市ではⅠ型の機能強化事業を1施設で実施しています。

**【実績】** (実施箇所数・利用者数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
実施箇所数(Ⅰ型)	1	1	1
利用者数/年	122	102	80

**【見込量】** (実施箇所数・利用者数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
実施箇所数(Ⅰ型)	1	1	1
利用見込者数/年	87	100	120

**【今後の取り組み】**

今後もサービスを必要とするかたが登録・利用できるよう、引き続きニーズを把握し、地域の実情を踏まえながら、実施するプログラムの充実を図ります。

## C. 成年後見制度利用支援事業

### 【概要】

知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではないかたについて、そのかたの権利を守る援護者となる成年後見人等を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

### 【実績】

(実施の有無)

項目	R2 年度
成年後見制度利用支援事業	他施策の事業と共に包括的に実施

### 【見込み量】

(実施の有無)

項目	R3 年度から R5 年度
成年後見制度利用支援事業	他施策の事業と共に包括的に実施

### 【今後の取り組み】

障害のあるかたが地域で安心して暮らしていくために、引き続き成年後見制度推進事業と福祉サービス総合支援事業(地域福祉権利擁護事業を含みます)を、一体的に実施します。各相談機関を成年後見制度の初期相談窓口として位置づけ、連携を図ります。また、後見人への報酬を支払うことが困難なかたへの助成制度や、同じ地域の身近なかたを支援する市民後見人の育成を推進していきます。

## D. 意思疎通支援事業

### 【概要】

意思疎通を図ることに支障があるかたとその他のかたの意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。当市では手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業を実施しています。

### 【実績】

(1 か月あたりの延べ利用者数)

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度(見込)
手話通訳者派遣事業	37	31	31
要約筆記者派遣事業	5	5	5

### 【見込量】

(1 か月あたりの延べ利用者数)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者派遣事業	31	31	31
要約筆記者派遣事業	5	5	5

### 【今後の取り組み】

今後もより多くのかたがサービスを利用できるよう、支援者の確保に努めるとともに、制度の理解促進に努めます。

## E. 手話奉仕員養成研修事業

### 【概要】

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した「手話奉仕員」を養成する事業です。

### 【実績】

(「手話講習会通訳養成クラス」修了者数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
手話奉仕員養成研修事業	4	4	4

### 【見込量】

(「手話講習会通訳養成クラス」修了者数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
手話奉仕員養成研修事業	6	7	8

### 【今後の取り組み】

手話講習会(入門・基礎・応用・養成)を実施し、手話通訳者や日常会話程度の手話表現技術を習得した手話ボランティアの養成研修に努めていきます。また、聴覚障害のあるかたに対する情報伝達手段の充実を図るために、市において手話通訳・要約筆記を積極的に活用し、意思疎通支援事業の普及啓発を行います。

## F. 日常生活用具給付等事業

### 【概要】

障害のあるかたの自立の支援や社会参加の促進を図るために、日常生活用具の購入費用や住宅改修費の助成を行います。

### 【実績】

(年間の給付等件数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込)
介護訓練支援用具	12	12	12
自立生活支援用具	23	20	20
在宅療養等支援用具	14	12	12
情報・意思疎通支援用具	24	29	29
排泄管理支援用具(年間給付実人数)	279	279	279
住宅改修費	5	7	7

**【見込量】**

(年間の給付等件数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
介護訓練支援用具	12	12	12
自立生活支援用具	20	20	20
在宅療養等支援用具	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	29	29	29
排泄管理支援用具(年間給付実人数)	279	279	279
住宅改修費	7	7	7

**【今後の取り組み】**

引き続き、日常生活用具の品目等について検討し、必要とされるかたへの適正なサービス提供に努めます。

**G. 移動支援事業**

**【概要】**

屋外での移動が困難な障害のあるかたに対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

**【実績】**

(1か月あたりの実利用者数・利用時間)

項目	H30年度		R元年度		R2年度(見込み)	
	実利用者数	利用時間	実利用者数	利用時間	実利用者数	利用時間
知的・精神障害	138	885	131	814	98	569
肢体不自由	3	19	3	15	2	14
視覚障害	12	182	8	187	6	78
合計	153	1,086	142	1,016	106	661

**【見込量】**

(1か月あたりの実利用者数・利用時間)

項目	R3年度		R4年度		R5年度	
	実利用者数	利用時間	実利用者数	利用時間	実利用者数	利用時間
知的・精神障害	120	794	135	1,148	141	1,199
肢体不自由	2	14	2	14	2	14
視覚障害	6	78	6	78	6	78
合計	128	886	143	1,240	149	1,291

### 【今後の取り組み】

移動に関して支援が必要な障害のあるかたに、地域での自立生活や社会参加を推進するため、適正なサービスの決定を行うとともに、類似するサービスについては、障害特性を踏まえ「自立支援給付」への移行を推進していきます。

## H. その他の事業

### ア. 訪問入浴サービス事業

#### 【概要】

家庭において入浴が困難な障害のあるかたに対し、介助者等を派遣します。

#### 【実績】

(1か月あたりの利用回数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込み)
訪問入浴事業	9	9	12

#### 【見込量】

(1か月あたりの利用回数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴事業	20	20	20

### 【今後の取り組み】

適切にサービス提供できる事業者へ委託し、事業を推進していきます。

### イ. 日中一時支援事業

#### 【概要】

介護者の疾病その他の理由により、日中に介護を受けることが困難になった障害のあるかたに対して一時的に施設等を利用して支援します。

#### 【実績】

(1か月あたりの延べ利用者数)

項目	H30年度	R元年度	R2年度(見込み)
日中一時支援事業	40	49	40

#### 【見込量】

(1か月あたりの延べ利用者数)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援事業	40	40	40

### 【今後の取り組み】

障害のあるかたが緊急時等に利用できるよう障害福祉サービス事業所と連携しながら、引き続き事業を実施します。

# 資料編

## 第6期東村山市障害福祉計画策定のための事業所ヒアリング調査結果（概要）

### 1 調査の趣旨

東村山市第5期障害福祉計画が令和2年度末までとなっており、次期計画の策定を行うにあたって、市内の事業所で実施されている事業の実施状況や事業展開の意向・現場のニーズ等について把握し、基礎資料として活用するため、東村山市において障害者福祉サービスを提供している事業所へ記名調査を実施した。

### 2 調査実施概要

#### (1) 調査対象

東村山市内において障害福祉サービスを提供する事業所

#### (2) 調査方法

事業所を運営している法人へ E メールによる配布・回収

#### (3) 調査・ヒアリング実施期間

令和2年10月12日～10月16日

#### (4) 調査の基準月

令和2年8月(調査実施月の直近1カ月)の事業実施状況

#### (5) 調査事業所数

148事業所(38法人)

#### (6) 回収結果

148事業所中、113事業所から回答を得た。

### 3 市内における障害福祉サービス事業所数

#### A 訪問系サービス

ア、居宅介護:21事業所

イ、重度訪問介護:19事業所

ウ、同行援護:6事業所

エ、行動援護:1事業所

オ、重度障害者等包括支援:なし

## B 日中活動系サービス

- ア、生活介護:8事業所
- イ-1、自立訓練(生活訓練):1
- イ-2、自立訓練(機能訓練):なし
- ウ、就労移行支援:3事業所
- エ、就労継続支援 A 型:1事業所
- オ、就労継続支援 B 型:20事業所
- カ、就労定着支援:2事業所
- キ、療養介護:1事業所
- ク、短期入所:7事業所

## C 居住系サービス

- ア、共同生活援助(GH):17事業所
- イ、自立生活援助:3事業所
- ウ、施設入所支援:2事業所

## D 相談支援

- ア、計画相談支援:11事業所
- イ、地域移行支援:2事業所
- ウ、地域定着支援:2事業所

## E 障害児通所支援・障害児相談支援

- ア、児童発達支援:7事業所
- イ、放課後等デイサービス:8事業所
- ウ、障害児相談支援:6事業所

## 4 調査結果

### A 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

#### （1）事業所数

回答回収事業所:47事業所中、32事業所

#### （2）主な利用者（重複回答有り）

身体:28事業所、知的:17事業所、精神:16事業所、障害児:10事業所、  
重症心身障害(児)者:11事業所、難病:16事業所、介護保険要介護・要支援者:11事業所、  
その他:5事業所、回答無:2事業所

#### （3）令和2年8月の実利用人数

東村山市 282人、市外 44人、合計 326人  
回答無:2事業所

#### （4）令和2年8月の延べ利用時間

東村山市 5,853時間、市外 1,219時間、合計 7,072時間



**(5) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:16 事業所、減っている:5 事業所、変わらない:6 事業所、回答無し:5 事業所

**(6) ニーズへの対策**

回答なし

**B 日中活動系サービス**

**ア、生活介護**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:8事業所中、7事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:3 事業所、知的:5 事業所、精神:3 事業所、重症心身障害者:2 事業所、難病:なし、  
介護保険要介護・要支援者:1 事業所、他:1 事業所、回答無:なし

**(3) 定員数**

合計 255 人

**(4) 令和2年8月の実利用人数**

東村山市 94 人、市外 136 人、合計 230 人

**(5) 令和2年8月の延べ利用日数**

東村山市 2,110 日、市外 1,988 日、合計 4,098 日

**(6) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:5 事業所、減っている:なし、変わらない:2 事業所

**(7) ニーズへの対策**

定員を増やして対応したいと回答した事業所:3事業所

**イー1、自立訓練（生活訓練）**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:1事業所中、1事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:なし、知的:1 事業所、精神:1 事業所、重症心身障害者:なし、難病:なし、  
介護保険要介護・要支援者:なし、他:なし、回答無:なし

**(3) 定員数**

合計 10 人

**(4) 令和2年8月の実利用人数**

東村山市 10 人、市外 2 人、合計 12 人

**(5) 令和2年8月の延べ利用日数**

回答無

**(6) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:1 事業所、減っている:なし、変わらない:なし

**(7) ニーズへの対策**

回答なし

**イー2、自立訓練（機能訓練）**

該当事業所なし

## ウ、就労移行支援

### (1) 事業所数

回答回収事業所:3事業所中、3事業所

### (2) 主な利用者(重複回答有り)

身体:2事業所、知的:3事業所、精神:2事業所、重症心身障害者:なし、難病:1事業所、  
介護保険要介護・要支援者:なし、その他:なし

### (3) 定員数

合計27人

### (4) 令和2年8月の実利用人数

東村山市2人、市外14人、合計16人

### (5) 令和2年8月の延べ利用日数

東村山市24日、市外215日、合計239日

### (6) 利用者ニーズの増減傾向

増えている:なし、減っている:3事業所、変わらない:なし、回答無し:なし

### (7) ニーズへの対策

回答なし

## エ、就労継続支援A型

### (1) 事業所数

回答回収事業所:1事業所中、1事業所

### (2) 主な利用者(重複回答有り)

身体:1事業所、知的:1事業所、精神:1事業所、重症心身障害者:なし、難病:1事業所、  
介護保険要介護・要支援者:なし、その他:なし

### (3) 定員数

合計15人

### (4) 令和2年8月の実利用人数

東村山市4人、市外7人、合計11人

### (5) 令和2年8月の延べ利用日数

東村山市79日、市外133日、合計212日

### (6) 利用者ニーズの増減傾向

増えている:なし、減っている:なし、変わらない:1事業所

### (7) ニーズへの対策

回答なし

## オ、就労継続支援B型

### (1) 事業所数

回答回収事業所:20事業所中、13事業所

### (2) 主な利用者(重複回答有り)

身体:6事業所、知的:12事業所、精神:9事業所、重症心身障害者:2事業所、難病:3事業所  
介護保険要介護・要支援者:1、その他:3事業所、回答無し:4事業所

### (3) 定員数

合計490人

**(4) 令和2年8月の実利用人数**

東村山市 290 人、市外 215 人、合計 505 人

**(5) 令和2年8月の延べ利用日数**

東村山市 4,659 日、市外 3,335 日、合計 7,994 日

**(6) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:1 事業所、減っている:1 事業所、変わらない:9 事業所、回答無し:2 事業所

**(7) ニーズへの対策**

多機能化で対応したいと回答した事業所:1事業所

**カ、 就労定着支援**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:2事業所中、2事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:1 事業所、知的:2 事業所、精神:1 事業所、障害児:なし、重症心身障害者:なし  
難病:なし、介護保険要介護・要支援者:なし、その他:なし

**(3) 令和2年8月の実利用人数**

東村山市 7 人、市外 14 人、合計 21 人

**(4) 令和2年8月の延べ利用日数**

東村山市 12 日、市外 15 日、合計 27 日

**(5) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:2 事業所、減っている:なし、変わらない:なし、回答無し:なし

**(6) ニーズへの対策**

回答なし

**キ、 療養介護**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:1事業所中、1事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:なし、知的:なし、精神:なし、重症心身障害者:1 事業所、難病:なし、  
介護保険要介護・要支援者:なし、その他:なし

**(3) 定員数**

合計 175 人

**(4) 令和2年8月の実利用人数**

合計 175 人(内、東村山の利用者:回答無)

**(5) 令和2年8月の延べ利用日数**

合計 5,250 日(内、東村山の利用者:回答無)

**(6) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:なし、減っている:なし、変わらない:なし、回答無し:1 事業所

**(7) ニーズへの対策**

回答なし

## ク、短期入所

### (1) 事業所数

回答回収事業所:7事業所中、5事業所

### (2) 主な利用者(重複回答有り)

身体:2事業所、知的:4事業所、精神:なし、障害児:2事業所、重症心身障害者:1事業所  
難病:1事業所、介護保険要介護・要支援者:なし、その他:1事業所

### (3) 定員数

合計 21 人

### (4) 令和2年8月の実利用人数

東村山市 26 人、市外 62 人、合計 88 人

### (5) 令和2年8月の延べ利用日数

東村山市 91 日、市外 369 日、合計 460 日

### (6) 利用者ニーズの増減傾向

増えている:4事業所、減っている:なし、変わらない:なし、回答無し:1事業所

### (7) ニーズへの対策

定員を増やして対応したいと回答した事業所:1事業所

## C 居住系サービス

### ア、共同生活援助(GH)

#### (1) 事業所数

回答回収事業所:17事業所中、14事業所

#### (2) 主な利用者(重複回答有り)

身体:1事業所、知的:9事業所、精神:6事業所、重症心身障害者:1事業所、難病:なし  
介護保険要介護・要支援者:1事業所、その他:1事業所

#### (3) 定員数

合計 139 人

#### (4) 利用者ニーズの増減傾向

増えている:4事業所、減っている:なし、変わらない:10事業所、回答無し:なし

#### (5) ニーズへの対策

定員を増やして対応したいと回答した事業所:2事業所

### イ、施設入所支援

#### (1) 事業所数

回答回収事業所:2事業所中、1事業所

#### (2) 主な利用者(重複回答有り)

身体:なし、知的:1事業所、精神:なし、障害児:なし、重症心身障害者:なし、難病:なし  
介護保険要介護・要支援者:なし、その他:なし

#### (3) 定員数

合計 96 人

#### (4) 令和2年8月の実利用人数

東村山市 20 人、市外 76 人、合計 96 人

**(5) 令和2年8月の延べ利用日数**

東村山市 600 日、市外 2,250 日、合計 2,850 日

**(6) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:1事業所、減っている:なし、変わらない:無し

**(7) ニーズへの対策**

回答なし

**D 相談支援**

**ア、計画相談支援**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:11事業所中、8事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:4 事業所、知的:7 事業所、精神:5 事業所、重症心身障害者:4 事業所、難病:3 事業所  
介護保険要介護・要支援者:1 事業所その他:なし

**(3) 令和2年8月の契約者数**

東村山市 475 人、市外 145 人、合計 620 人

**(4) 令和2年8月の計画作成者数**

東村山市 79 人、市外 44 人、合計 123 人

**イ、地域移行支援**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:3事業所中、2事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:1 事業所、知的:1 事業所、精神:2 事業所、重症心身障害者:1 事業所、難病:1 事業所  
介護保険要介護・要支援者:1 事業所、その他:なし

**(3) 令和2年8月の実利用人数**

東村山市 10 人、市外 2 人、合計 12 人

**ウ、地域定着支援**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:2事業所中、1事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:なし、知的:なし、精神:1 事業所、重症心身障害者:なし、難病:なし  
介護保険要介護・要支援者:なし、その他:なし

**(3) 令和2年8月の実利用人数**

東村山市 1 人、市外 0 人、合計 1 人

**E 障害児通所支援、障害児相談支援**

**ア、児童発達支援**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:7事業所中、7事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:2 事業所、知的:5 事業所、精神:なし、発達障害:5 事業所、重症心身障害児:1 事業所  
難病:2 事業所、その他:なし、回答無し:なし

**(3) 定員数**

合計 65 人

**(4) 令和2年8月の実利用人数**

東村山市 63 人、市外 7 人、合計 70 人

**(5) 令和2年8月の延べ利用日数**

東村山市 559 日、市外 44 日、合計 603 日

**(6) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:3 事業所、減っている:3 事業所、変わらない:2 事業所

**イ、放課後等デイサービス**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:8事業所中、7事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:4 事業所、知的:6 事業所、精神:3 事業所、発達障害:6 事業所、重症心身障害児:1 事業所  
難病:3 事業所、その他:1 事業所

**(3) 定員数**

合計 80 人

**(4) 令和2年8月の実利用人数**

東村山市 359 人、市外 82 人、合計 441 人

**(5) 令和2年8月の延べ利用日数**

東村山市 883 日、市外、432 日、合計 1,315 日

**(6) 利用者ニーズの増減傾向**

増えている:2 事業所、減っている:1 事業所、変わらない:なし

**(7) ニーズへの対応**

回答なし

**ウ、障害児相談支援**

**(1) 事業所数**

回答回収事業所:6事業所中、1事業所

**(2) 主な利用者（重複回答有り）**

身体:3、知的:4 事業所、精神:3 事業所、発達障害:なし、重症心身障害者:2 事業所、  
難病:2 事業所、その他:なし

**(3) 令和2年8月の契約者数**

東村山市 294 人、市外 22 人、合計 316 人

**(4) 令和2年8月の計画作成者数**

東村山市 36 人、市外 14 人、合計 50 人

令和2年度 障害者福祉計画推進部会名簿

推薦枠	推薦団体	氏名
学識経験者		今井 和之
		郷家 和子
医師会代表者	東村山市医師会	牛木 信之
商工会代表者	東村山市商工会	中村 一彦
社会福祉協議会職員又は民生委員	社会福祉法人東村山市社会福祉協議会	稲森 直孝
	民生委員・児童委員協議会	松江 みち子
障害者団体代表者	身体障害者患者連絡協議会	根本 信子
	東村山市あゆみの会	鈴木 秀子
	特定非営利活動法人東村山手をつなぐ親の会	関根 小雪
	特定非営利活動法人けやき	頓所 恵子
	東村山パーキンソン地域の会	阿刀田 俊子
	翔和会	手賀 清春
	東村山市聴覚障害者協会	村上 正人
障害者関連施設の代表者	ふっくらっく東村山	本家 和美
	社会福祉法人東京コロニー	六川 洋
一般公募市民		寺田 健治
		広井 勝夫
特に必要と認められる者	社会福祉法人東村山けやき会	高橋 千恵子